

許可番号 04220170963

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県大村市溝陸町863番地7

氏 名 株式会社プロテック 代表取締役 山中 勇樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 7年 5月 7日

許可の有効年月日 令和12年 5月 6日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
脱水 (移動式を含む。)	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 汚泥の脱水施設 (㈱マキノ製 DMSK610×27室半自動フィルタープレス)

設置場所	長崎県大村市溝陸町863番地7
設置年月日	平成27年2月9日
処理能力	7.9m ³ /日(8時間)

(2) 汚泥の脱水施設(移動式) (中村建設㈱製 MTC-2ミズコシタロウ)

保管場所	長崎県大村市溝陸町863番地7
設置年月日	令和2年4月22日
処理能力	1.9m ³ /日(8時間)

3. 許可の条件

移動式脱水 に係る条件	稼動日	平日に限る。
	稼動時間	午前9時から午後5時までに限る。
	稼動場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。
	その他	脱水後の排水(ろ過水)は、中和処理(pH調整)後に再利用することとし、公共用水域への放流は行わないこと。

(裏面につづく)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年	5月	7日	産業廃棄物処分業新規許可
令和2年	4月	1日	産業廃棄物処分業変更届出（汚泥の脱水施設（移動式）の追加）
令和2年	5月	7日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有